

地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費

25百万円(25百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

「地球温暖化対策のための税」については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）において、「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」旨規定されている。

この方針に沿って、これまで行ってきた諸外国の環境関連税制の導入実態調査や新税の導入による温室効果ガス排出抑制効果、経済活動への影響等に関する調査等について、さらに検討を深めるとともに、地球温暖化対策のための税の導入を受けた実態調査等を行う。

2. 事業計画

(主な内容)

(1) 諸外国の環境税を含む税制のグリーン化等に関する導入等実態調査

諸外国において、近年導入、評価、見直し等が行われている環境税を含む税制のグリーン化（増減税）について、課税対象、税率、税込、導入効果、減免措置等の制度の詳細を整理するとともに、他の既存エネルギー税制や、関連する温暖化対策のための施策との関係等についての最新情報の収集及び整理を行う。

(2) 地球温暖化対策のための税導入による温室効果ガス削減効果及び経済活動への影響等に関する調査

国内事例調査や経済分析モデルの活用等により、地球温暖化対策のための税の導入による温室効果ガス削減効果及び経済活動への影響等についての調査を行う。

(3) 地球温暖化対策のための税を含む税制の更なるグリーン化に向けた調査検討

地球温暖化対策のための税の平成23年度の実施（予定）の状況を踏まえつつ、各部門への影響等の実態調査や税制全体の更なるグリーン化に向けた検証を行う。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための税を含めた税制全体のグリーン化に関する材料を収集

- ・分析することにより、その実現及び円滑な執行を後押しすることができる。